

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）
水産物流通調査（水産加工（陸上）調査票）

2 調査の目的

全国の陸上加工経営体（注）における水産加工品の生産量を調査し、水産加工品の生産動向を明らかにして、水産加工業振興対策等のための資料とすることを目的とする。

（注）陸上加工経営体とは、販売を目的とする以下の事業所をいう。

ア 調査期日前1年間に水産動植物を他から購入して陸上において加工製造を行った事業所

イ 原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従業者を使用し加工製造を行った事業所

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（全国 その他）

（2）属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）
陸上加工経営体

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

約1,400経営体（母集団の大きさ 約7,100経営体）

（注）報告者数及び母集団の大きさについては、直近の漁業センサス以降に把握した新設経営体を母集団に含めることから変動がありうる。

（2）報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

ア 直近の漁業センサスの結果に基づき、品目別に全国の生産量の8割を占めるまでの上位都道府県（以下「主産県」という。）を抽出する。

イ 直近の漁業センサスの結果から作成した調査対象名簿を使用して、アで抽出した主産県ごとに該当品目の生産量の8割を占めるまでの上位陸上加工経営体を抽出する。

ウ イに加え、直近の漁業センサス以降の情報収集等の結果から得られた陸上加工経営体を調査対象とする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は調査事項一覧を参照）

ア 法人番号

イ 加工種類別品目別生産量

〔集計しない事項の有無〕 無 有

（2）基準となる期日又は期間

調査年の前年の1年間（1月1日～12月31日。ただし、当該期間が漁業センサスの基準となる期間である場合は、本調査を実施しない。）

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

ア 調査員調査

調査票の配布：農林水産省－地方農政局等（注）－調査員－報告者

調査票の回収：報告者－調査員－地方農政局等－農林水産省

イ 郵送及びFAX

調査票の配布：農林水産省－報告者

調査票の回収：報告者－地方農政局等－農林水産省

ウ オンライン調査

農林水産省－報告者

（注）地方農政局等とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産センターを含む。）をいう。

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール） ■調査員調査 ■その他（電話、FAX）

〔調査方法の概要〕

ア 調査員が面接・聞き取りにより、調査票に記入を行う他計調査の方法。ただし、感染症の発生、まん延等に起因し、面接が困難な場合に、調査員又は地方農政局等の職員が電話等による聞き取りを行うことができるものとする。

なお、報告者の協力が得られる場合は、調査員が調査票を配布し、回収する自計調査の方法

また、関係団体において、所属する全工場の生産量を一括把握できる場合は、調査員が関係団体の資料を利用し、調査票に記入を行う他計調査の方法

イ 報告者が調査に習熟しており、かつ報告者から協力が得られる場合は、農林水産省から調査票を郵送で配布し、郵送、FAX又はオンライン（政府統計共同利用システム）により回収する自計調査の方法

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

□1回限り □毎月 □四半期 ■1年（漁業センサス（流通加工調査）の実施年を除く。）

□2年 □3年 □5年 □不定期 □その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 調査員調査

調査年の4月上旬から5月下旬に実施

イ 往復郵送調査・オンライン調査・その他（電話、FAX）

調査年の4月上旬に調査票を配布し、4月下旬までに回収

8 集計事項

水産加工品の加工種類別品目別生産量（全国）

- ・食用加工品
- ・生鮮冷凍水産物
- ・焼・味付けのり

水産加工品の加工種類別品目別生産量（主産県別）

- ・食用加工品
- ・生鮮冷凍水産物
- ・焼・味付けのり

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別（全部公表 一部非公表 全部非公表）

(2) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat 以外） 印刷物 閲覧）

(3) 公表の期日

調査実施年の8月上旬までに行う。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

使用しない

本調査は、調査対象の選定に、漁業センサスの結果を基に作成する名簿を使用していることから、統計基準は使用していない。

また、本調査は、産業別の表章を行うことを目的とするものではないことから、調査結果の表章に統計基準は使用していない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

ア 記入済み調査票：3年（調査実施年度の翌年度4月1日から起算）

イ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

ア 記入済み調査票：地方農政局等の長

イ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：農林水産省大臣官房統計部長

具体の記載

1. 主産県別品目別生産量

次の式により推定し算出している。

$$T_{ij} = \frac{Y_{ij}}{y_{ij}} \cdot x_{1ij} + x_{2ij}$$

T_{ij} : i 県の j 品目の生産量

Y_{ij} : 漁業センサスにおける i 県の j 品目の生産量（名簿上の合計値）

y_{ij} : 漁業センサスにおける調査対象経営体の i 県の j 品目の生産量（名簿上の調査対象経営体の合計値）

x_{1ij} : 調査対象経営体（新規経営体を除く）の i 県の j 品目の生産量（当該調査結果）

x_{2ij} : 調査対象経営体（新規経営体）の i 県の j 品目の生産量（当該調査結果）

2. 全国の品目別生産量

次の式により推定し算出している。

$$A_j = Z_j \cdot \frac{x_j}{y_j} + T_j$$

A_j : j 品目の全国生産量

T_j : j 品目の主産県生産量

x_j : 調査対象経営体の j 品目の生産量（新規経営体を除く当該調査結果）

y_j : 漁業センサスにおける調査対象経営体の j 品目の生産量

Z_j : 漁業センサスにおける主産県以外の j 品目の生産量

調査事項一覧（水産加工統計調査）

1. 加工種類別品目別生産量（kg、百枚）

ねり製品

- (1)かまぼこ類
- (2)魚肉ハム・ソーセージ類

冷凍食品

魚介類

- (3)かに類
- (4)その他の魚介類
- (5)水産物調理食品

素干し品

- (6)するめ
- (7)いわし
- (8)その他の素干し品

塩干品

- (9)干しいわし
- (10)干しあじ
- (11)干しさんま
- (12)干しさば
- (13)干しかれい
- (14)干しほっけ
- (15)干しはたはた
- (16)その他の塩干品

煮干し品

- (17)煮干しいわし
- (18)しらす干し
- (19)煮干しいかなご・こうなご
- (20)干し貝柱
- (21)その他の煮干し品

塩蔵品

- (22)塩蔵いわし
- (23)塩蔵さば
- (24)塩蔵さけ・ます
- (25)塩蔵たら・すけとうだら
- (26)塩蔵さんま
- (27)その他の塩蔵品

(28)くん製品

節製品

節類

- (29) かつお節
- (30) かつおなまり節
- (31) さば節
- (32) その他の節類

けずり節類

- (33) かつおけずり節
- (34) その他のけずり節

その他の食用加工品

- (35) いか塩辛
- (36) 水産物漬物
- (37) こんぶつくだ煮
- (38) 乾燥・焙焼・揚げ加工品（いか製品）
- (39) その他

(40) 焼・味付けのり

生鮮冷凍水産物

- (41) 冷凍まぐろ
- (42) 冷凍かつお
- (43) 冷凍さけ・ます
- (44) 冷凍いわし類
- (45) 冷凍まあじ・むろあじ類
- (46) 冷凍さば類
- (47) 冷凍さんま
- 冷凍たら類
- (48) まだら
- (49) すけとうだら
- (50) 冷凍ほっけ
- (51) 冷凍いかなご・こうなご
- (52) 冷凍はたはた
- (53) 冷凍たい類
- (54) 冷凍ほたてがい
- (55) 冷凍いか類
- (56) 冷凍かに類
- (57) 冷凍かき類
- (58) その他の冷凍魚類・冷凍水産動物類
- 冷凍すり身
- (59) すけとうだら
- (60) いわし・さば
- (61) ほっけ
- (62) その他の冷凍すり身